

議案第 68 号

筑西市税条例の一部改正について

標記について次のとおり提出する。

令和 6 年 6 月 5 日

筑西市長 須 藤 茂

筑西市条例第 号

筑西市税条例の一部を改正する条例

筑西市税条例（平成 17 年条例第 72 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 7 第 1 項各号列記以外の部分中「若しくは金銭」を削り、同項各号を次のように改める。

- (1) 所得税法第 78 条第 2 項第 2 号に掲げる寄附金（その主たる事務所を県内に有する法人又は団体に対するものに限る。）
- (2) 所得税法第 78 条第 2 項第 3 号に掲げる寄附金（その主たる事務所を県内に有する法人又は団体に対するものに限る。）
- (3) 所得税法第 78 条第 2 項第 4 号に掲げる公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金
- (4) 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条の 18 の 2 第 2 項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その主たる事務所を県内に有する同条第 1 項に規定する認定特定非営利活動法人等に対するものに限る。）

- (5) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか市民の福祉の増進に寄与する寄附金として市規則で定めるもの

第36条の2第1項ただし書及び第6項中「同項第2号」を「同項第5号」に改める。

附則第4条の2を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における改正後の筑西市税条例第34条の7第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。